

## 行為基準 (前編)



### 管理区域での遵守事項 規程17条

#### 管理区域全域

- 入室時刻・目的の記入
- 被ばく線量の測定
- 喫煙・飲食禁止

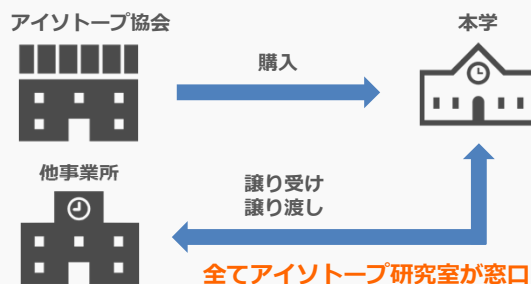
### 管理区域での遵守事項 規程17条

#### 非密封RIを取り扱う管理区域

さきほどの遵守事項に追加で、

- 専用作業衣の着用
- 専用スリッパの着用
- 汚染検査

### RIの受入れ・払出し 規程22条



### 使用の基準（共通） 法15条、則15条

- 使用は、使用施設で行うこと
- 線量限度以下を保つこと
- 放射線業務従事者以外が立ち入る場合、従事者の指示に従わせること
- 目につきやすい場所に注意事項を掲示

### 使用の基準（非密封RI） 法15条、則15条、規程21条1項

- 作業室で使用すること
- 作業衣・保護具を着用、着用したまま退室しないこと
- 使用中に退室する場合は、事故防止措置を講じること
- 基準を超える汚染物は持ち出さないこと

## 表面密度限度 数量告示別表4

- 物品の持ち出しや、汚染除去の基準

核種	表面密度限度
α線を放出する核種	4 Bq/cm <sup>2</sup>
α線を放出しない核種	40 Bq/cm <sup>2</sup>

- 超えるものを作業室から持出さない
- 1/10を超えるものを管理区域から持出さない

## 表面密度限度以下の汚染物は自由に取扱 可能か？



## 表面密度限度以下の汚染物は自由に取扱 可能か？

PET廃棄物の規制緩和に係る放射性同位元素等規制法関係省令等の改正について

平成29年3月25日

**RI実験室のRIに、規制緩和はない**

文部科学省 科学技術・学術政策局  
原子力安全課 放射線規制室長

## Isotope News 2009年10月号 放射線管理Q & Aより

Q1.  $^{32}\text{P}$  (半減期14日) を使用していましたが、未使用の $^{32}\text{P}$ 及び汚染されたゴム手袋が残っています。ほとんど減衰してなくなっているの、一般廃棄してもよろしいでしょうか？

A1. 放射性同位元素等の廃棄は、法に基づいて行わなければなりません。 $^{32}\text{P}$ は減衰しても一般廃棄することはできません。

## おわり

### 参考資料

- 「放射線の健康影響等に関する統一した資料 (平成29年度版)」 環境省  
[http://www.env.go.jp/chemi/rhm/basic\\_data.html](http://www.env.go.jp/chemi/rhm/basic_data.html)
- 放射線必須データ32 被ばく影響の根拠 (2016) 田中司朗、角山雄一、中島裕夫、坂東昌子
- よくわかる放射線アイソトープの安全取扱い (2018) 公益社団法人日本アイソトープ協会

以下を使用しています。

いらすとや : <https://www.irasutoya.com/>

ICOON MONO : <https://icoon-mono.com/>

効果音ラボ : <https://soundeffect-lab.info/>

DOVS-SYNDROME : <https://dova-s.jp/>

VOICEVOX (音声読み上げソフト) : <https://voicevox.hiroshiba.jp/>